

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人群馬大学

法人番号：19

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育に関する目標 (1) 教育の内容及び教育の成果等に関する目標 小項目 1-1-2</p> <p>【原文】 【判定】 【2】 中期目標の達成に向けて<u>十分に進捗</u>しているとはいえない (判断理由) ○ 中期計画の判定において「<u>中期計画を十分に実施しているとはいえない</u>」がある。 ○ また、「<u>修士課程の教育就職率の状況</u>」に改善を要する点が指摘されたため、小項目の達成が十分に見込まれない。 <特記すべき点> (改善を要する点) ○ <u>修士課程では「第3期中期目標期間中の修了者の教員就職率90%を確保する」としているが、平成28年度87.0%、平成29年度87.5%、平成30年度68.0%、令和元年度78.3%となっており、目標値90%の達成は困難であると判断されるため、教員就職率の向上策についてさらに工夫する必要がある。</u> (中期計画1-1-2-3)</p> <p>【申立内容】 上記の改善を要する点を削除願いたい。加えて、「【判定】【2】 中期目標の達成に向けて十分に進捗しているとはいえない」を「【判定】【3】 中期目標の達成に向けて進捗している」に変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 【判定】 【3】 中期目標の達成に向けて<u>進捗</u>している (判断理由)</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 中期目標に関する達成状況に関する評価では、法人の中期目標、その下にある中期計画に対する達成状況の評価するものである。 中期計画 1-1-2-3 が「修士課程では、… (中略) …第3期中期目標期間中の修了者の教員就職率90%を確保する。」となっている以上、その数値目標の達成状況から判断する。</p>

○ 中期計画の判定がすべて「中期計画を実施している」以上であり、かつ中期計画の実施により、小項目の達成が見込まれる。

＜特記すべき点＞（改善を要する点）

（削除）

【理由】

第3期において、本学の教育学研究科修士課程では、「第3期中期目標期間中の修了者の教員就職率90%を確保する」という中期計画を掲げた。一方、平成29年に公表された「国立教員養成大学・学部、大学院附属学校の改革に関する有識者会議報告書」においては、教職大学院の教育内容の充実として、「教員養成機能の修士課程からの移行、学校現場の実情に即した実践的な教科領域の教育の導入等」が示された。

これを受けて、群馬県教育委員会とも協議を重ね、本学は令和2年4月に教職大学院を再編・拡充することとし、教職リーダーコースの他に、従来の修士課程で培った専門性向上の要素を引き継いだ授業実践コース及び特別支援教育実践開発コースを新たに加え、計3コースを設置し、社会要請に応じた抜本的改革として、教職大学院への一本化を実施した。

この改革により、修士課程の後継コースである上記2コースにおいて、令和3年度の教員就職率は100%が見込まれ、修士課程において掲げていた教員就職率90%以上を令和3年度中に達成する。

また、改善を要する点として提示された「教員就職率の向上策について更に工夫する必要がある。」については、今後は教職大学院の教員就職率100%の維持に向けて対応を進めたい。

以上のとおり、目標の達成に向けて抜本的改革を実施し、実績を上げていることを勘案いただき、判定について、再考願いたい。